

新羽黒保育園の整備等に関する覚書

犬山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「犬山市認可保育所（(仮称)新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する新羽黒保育園の整備等について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、新羽黒保育園の整備等に関する事項を定め、円滑な移行を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第2条 乙は、新羽黒保育園の整備等にあたって、実施要領と運営条件の内容を遵守するものとする。

（有効期間）

第3条 この覚書の効力は、本覚書締結日から令和8年3月31日までとする。

（整備履行期限及び開所日）

第4条 乙は、本覚書の締結後は速やかに整備に着手することとし、令和8年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分に設けるため、令和8年1月末日までに園舎を完成させるものとする。

（引継ぎ及び合同保育）

第5条 犬山市立羽黒子ども未来園及び羽黒北子ども未来園（以下「羽黒及び羽黒北子ども未来園」という。）の民間移管に際し、甲から乙への円滑な引継ぎのため、甲の責任の下に、羽黒及び羽黒北子ども未来園の職員及び乙が派遣する職員と合同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項の確認のため、引継ぎ及び合同保育を行うものとする。

（工事等の進捗状況の報告）

第6条 乙は、甲に対して、工事等の進捗状況を原則として毎月10日までに報告しなければならない。その他、甲は、必要に応じ工事等の進捗状況の報告を乙に求めることができる。その場合、乙は、速やかに甲に報告しなければならない。

（工事契約等の手続き）

第7条 乙は、(仮称)新羽黒保育園の整備に係る契約を、「犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）」を参考に、乙の経理規程に従って適正に執行するよう努めなければならない。

（説明責任等）

第8条 乙は、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、乙の責任において誠意をもって対応するものとする。

(信義誠実の原則)

第9条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(その他)

第11条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地  
犬山市  
代表者 犬山市長 印

乙  
  
印